

クリーンセンターからのお知らせ

【指定ごみ袋導入後について】

皆様のご協力のもと、今年の4月1日から指定ごみ袋によるごみ出しが始まりました。

導入後、職員による現場状況の確認や、収集業者による周知シール貼付枚数の報告を受け検証したところ、燃やすごみの状況は、草や剪定枝を除き、正しく排出されています。剪定枝はひもで縛り、集積所へ出してください。草や落ち葉は燃やすごみといっしょに指定ごみ袋に入れて出してください。容器包装プラスチックは、正しく分別されず排出されている状況です。容器包装プラスチックごみの分別は、平成24年度からプラマークの付いている物と付いていないものを分別することとなっています。（下記参照）

【廃棄物減量等推進員（ごみ減量等推進員）について】

市は、自治会から推薦していただいたごみ減量等推進員の皆様と、5月14日（土）に文化会館で会議を開催しました。

各員には、委嘱状及び資料を手渡しし、日常のごみ問題やごみゼロ運動などボランティア活動における意見を伺いました。





【ごみ集積所の申請について】

ごみ集積所の新規・変更・廃止の手続きは、申請書の提出をお願いしています。申請書を提出する時は、「地域住人了承状況」欄に自治会長の署名をお願いしています。

【容器包装プラスチック及びその他プラスチックの分別について】



プラマークが記載されていて「容器包装プラスチック」で排出されるごみ（一例）

 食品の袋	 シャンプー・洗剤 などのボトル	 タバコ・ティッシュ などの外装フィルム
 ペットボトル のラベル等	 たまごのパック	 プリン・カップ麺や コンビニ弁当などの容器

「容器包装プラスチック」で排出できないその他プラスチックは
・ハンガー ・子供のおもちゃ ・バケツ ・くし ・コップ ・おわん
・おはし ・植木鉢 ・プランターなどがあります。
(すべてプラスチック製です。)

ごみに関するお問い合わせ
クリーンセンター 電話：04 - 7157 - 7411